（傍線部分は改正部分）

改正後

別表

一般名	適用日
（削る）	（削る）
（削る）	（削る）
（削る）	（削る）
（略）	（略）
アルミノプロフェン	平成三十年七月八日

改正前

別表

一般名	適用日
セチリジン	平成二十九年二月一日
トラニラスト	平成二十九年一月八日
ペミロラストカリウム。ただし、点眼剤に限る。	平成二十九年一月十四日
エバスチン	平成二十九年一月二十日
（略）	（略）
（新設）	

○農林水産省告示第千五百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年七月六日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市花沢町横山二の一四、一一の四、一一の一三、下前三の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千五百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年七月六日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県山県市深谷字深谷一二九八の二から一二九八の四まで（以上三筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千五百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年七月六日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県岩手郡雫石町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び雫石町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年七月六日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県東温市松瀬川字本谷乙三二七の三八から乙三二七の四〇まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　一般送配電事業用地とするため

二(一)　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県東温市松瀬川字本谷乙三二七の三八から乙三二七の四〇まで

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　一般送配電事業用地とするため

○農林水産省告示第千五百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年七月六日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県上浮穴郡久万高原町笠方二八〇七・二八〇八の二（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千五百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年七月六日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県加茂郡白川町黒川字丸山六八〇〇、六八〇四、六八〇八、六八五四、六八五六、六八五九、六八六四から六八六六まで、六八六八、六八九二、字赤原六九〇一、六九〇二、六九〇四、六九〇七、六九〇八、六九一〇、六九一二、六九一四から六九一七まで、六九二〇の一から六九二〇の五まで、六九二一の一から六九二一の三まで、六九二二の一から六九二二の六まで、六九二三の二、六九二三の五、六九二三の六、六九二三の一から六九二三の三まで、字寒陽気六九二四の一から六九二四の七まで、六九二六、六九二七の一、六九二七の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年七月六日

農林水産大臣　齋藤　健

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　神奈川県相模原市緑区吉野字大沢一六三〇のイ、一六三〇の口、一六五四、一六五五のイ、一六五七の口、一六五七、一六六八、一六六九の一、一六六九の二、一六七〇、一六七三、一六八三のイ、一六八六、一六八七、一六八九のイ、一六八九の口、字陣馬一八八〇の口、緑区澤井字西沢夕日二〇八九の一、二〇八九の二、二〇九八から二一〇一まで、二一〇九、二一二一、二一二二、二一二三の一、二一二三の三、二一三三、二一三四、二一三五のイ、二一四一の三、二一四二、二一四三、二一四四の一、二一四四の二、二一四七、二一四八、字西沢朝日二一五一の二、二一五五、二一五九の四、二一六〇、二一六二の三、二一六三の一、二一九〇の三、二一九八のイ、二二〇八の口、二一九九、二二〇〇、二二〇一の一、二二〇二の一、二二〇二の二、二二〇三の二、二二〇五の口、二二〇七のイ、二二〇七の口、二二〇八の一、二二〇八の二、二二〇八の六から二二〇八の八まで、字藤沢二二一〇の二、二二一一のイの二、二二一一のイの三、二二一一の二、緑区日連字中曽根一一三三、一一三四の一、一一四一、一一四五、一一四六のイ、一一四六の口、字新倉一一四八から一一五二まで、一一五四の一、一一五五、一一六四、一一六六のイ、一一六七のイ、一一八八の口、一一八九の口、一一九一、字梅木一二〇二、一二〇三、一二〇四のイの一、一二〇四の口、一二〇四の二から一二〇四の四まで、一二〇五、一二〇七、一二〇八の一、一二〇八の二、一二〇九の一、一二〇九の二、字日連山一二四〇のイ、一二四〇の二、一二四〇の三、一二四一の一

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養